

転入等滞在先での不在者投票のしかた

1 不在者投票に必要な書類の作成

あなた（選挙人）が選挙管理委員会から『宣誓書・請求書』を取り寄せて、必要事項を記入することから手続きが開始されます。

※上富良野町から転出された方で、『入場券』を郵送した方については、同封しています。

※上富良野町行政ホームページにも掲載しています。

< <http://www.town.kamifurano.hokkaido.jp/> >

※送付先はできるだけ詳しく記入してください。

< 〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号 〇〇駐屯地〇〇教育〇〇宿舍（様方）など >

2 不在者投票用紙等の請求

あなたが『宣誓書・請求書』を選挙権のある市区町村選挙管理委員会へ送付してください。

（封筒に赤字で『選挙事務』と記載すると早く届きます。）

※上富良野町へ請求する場合は、次まで送付してください。

※『入場券』がある場合は、その『入場券』も同封してください。

※道内の他市町村へ転出された方は『引き続き北海道の区域内に住所を有する証明書』が必要となります。転出先の市町村で証明書を発行し請求書と合わせて送付してください。

○送付先 〒071-0596 北海道空知郡上富良野町大町2丁目2番11号

上富良野町選挙管理委員会 宛

3 不在者投票用紙等の交付

『宣誓書・請求書』に記載された『送付先』へ、投票用紙等が郵送されます。

在中の小封筒(ビニール封筒等)は、絶対に開封しないでください。

4 不在者投票所での投票

あなたが転入・滞在先の不在者投票所(市区役所・役場内)【8:30 から 20:00 の間】へ、『上記の投票用紙等の入った封筒(ビニール封筒など)』をそのまま持参します。

あなたが本人であることを不在者投票所の係員が確認し、係員の指示により投票を行います。

これであなたの不在者投票の手続き・投票が終了します。

5 不在者投票の送致

あなたが不在者投票を行った場所の選挙管理委員会が、あなたの選挙権のある市区町村選挙管理委員会へ投票用紙を郵送し、投票日に投票所の投票箱に投函されます。

上富良野町選挙管理委員会

〒071-0596 北海道空知郡上富良野町大町2丁目2番11号

TEL 0167-45-6400